

1 特別区の名称案について① (基本的な考え方)

第14回 大都市制度(特別区設置)協議会

徳田委員配付資料

*「特別区の名称について」から抜粋

■ 基本方針

特別区の名称案については、

①特別区は現行政区の区域を越えて形成されることから、より包括的なものとする

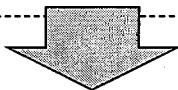
②できる限り住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとする

■ 他都市分析の内容

東京特別区・政令指定都市行政区の名称の由来を分析

<分析結果>

「方角・位置」に由来	「地名等」に由来	「地勢等」に由来	「古典・その他」に由来
38.5% (85区)	35.7% (79区)	17.6% (39区)	8.1% (18区)



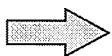
■ 名称案の考え方

基本方針及び他都市分析の内容を踏まえ検討した結果、他都市でも多く使用されている
「方角・位置」を基本としつつ、区域を包括し、簡潔でわかりやすい名称案を検討する

(由 来)

方角・位置

(名称案)



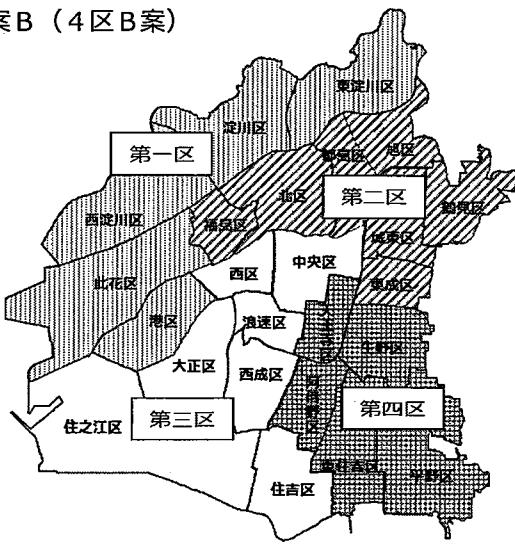
「東西・北・中央・南」 (大阪城を中心とした方角・位置)

区名-1

1 特別区の名称案について②

区名-2

試案B (4区B案)



第一区 此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区

第二区 北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区

第三区 中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区

第四区 天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区

名称案

区	名称案
第一区	東西区
第二区	北区
第三区	中央区
第四区	南区

《参考》大阪市行政区名の由来分析 (一部重複あり)

方角・位置	地名等	地勢等	古典その他
(西淀川) (東淀川)		港 淀川 (西淀川) (東淀川)	此花
北 (東成) (城東)	都島 福島 (東成) 鶴見	(城東)	旭
中央 西	住之江 住吉 西成	大正	浪速
(東住吉)	生野 阿倍野 (東住吉) 平野	天王寺	

着眼点		大阪城を中心とした方角・位置	大阪城を中心とした方角・位置+地勢	各区の位置関係による方角・位置
第一区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区	東西区	淀川区	北区
第二区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区	北区	北区	東区
第三区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区	中央区	中央区	西区・中央区
第四区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区	南区	南区・東区	南区

区名-3

2 東京特別区・政令指定都市の行政区名の由来分析①

分析対象

- 東京都23特別区
- 政令指定都市（大阪市含む20市、行政区175区）

計 198区

分析内容

- 区名の由来を以下の7つに分類、構成比率を算出

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| ・方 位：方角、位置に由来するもの | (例) 北区、中央区 など |
| ・地名等：地名（旧市町村名や旧郡名を含む）に由来するもの | (例) 都島区、新宿区（東京都）など |
| ・地名等+方位：地名等と方位を組合せたもの | (例) 東住吉区、名東区（名古屋市）など |
| ・地勢等：その土地の特徴的なもの（自然物・人工物）に由来するもの | (例) 港区、千代田区（東京都）など |
| ・地勢等+方位：地勢等と方位を組合せたもの | (例) 西淀川区、江東区（東京都）など |
| ・古 典：和歌、故事等に由来するもの | (例) 此花区、宮城野区（仙台市）など |
| ・その他：イメージや抽象物に由来するもの | (例) 旭区、文京区（東京都）など |

〔由来の整理に関する考え方〕

- 区名の由来は複数あるものも多く、また、「地名等・地勢等・古典」については、その特定が困難
- 一方で、由来を分析するにあたっては、全ての区で一つの由来に限定する必要
- よって、以下の考え方に基づき、「直近の由来」で整理することにより、由来を特定
 - ・構成する旧市町村名や属する旧郡名などを使用した場合 ⇒ 「地名等」
 - ・古典に由来するものでも、町名、建築物等の名称で正式に使用されている場合 ⇒ 各々「地名等」、「地勢等」